

中 1 1 大泉中学校 <いじめ防止基本方針>

1 富山市立大泉中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立大泉中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25 年法律第71 号。以下「法」という。）第 1 3 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立大泉中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを生徒が十分理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第 2 条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることな

く、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

○ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。

○ 教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せず直ちに全てを当該組織に報告します。

○ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめ防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒びその保護者への面談等で確認）

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 本校は、生徒数136小規模校であるため、生徒同士・職員と生徒の間に親密な人間関係が構築されやすい環境にあります。
- ・ 学校選択制により、全校生徒の約半数が校区外から通学しており、小学校までの様々な生活経験を背景にもった生徒がいます。

(2) 本校の課題

- ・ 個人で自由に活用できる携帯電話やスマートフォン等を所有する生徒が増加するとともに、一人一台端末によりインターネットに容易に接続できる環境にあります。そのため、SNSや動画サイト等を使ったいじめが発生しないように、ネットモラルに関する指導を計画的に行う必要があります。
- ・ 「互いに認め合い、支え合う」という生徒の意識を高めるために、冷や

かしやからかい等が、言葉によるいじめや仲間はずれにつながらないように、言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。

3 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめの防止

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、生徒の人権意識の向上を図ります。
- 生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- 生徒会活動等、生徒による自主的な活動を支援し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要があります。
- 学校として「特に配慮が必要な生徒」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめ防止のための具体的な実践

- 学級や学年でのレクリエーション等楽しい活動を工夫し、安心で安全な集団の育成に努めます。

- ・ 集団の中での一人一役、周囲からの賞揚、教師からの意図的な声掛け等の場面を設定し、自己肯定感や有用感をもたせます。
- ・ 道徳やライフスキル、等でいじめや人権に関するテーマを計画的、意図的に取り上げ、考える時間を確保します。また、必要であればいじめに関する法律や訴訟についても説明し、法的理解を深めます。
- ・ 空き時間や休み時間に教室や廊下を見回り、生徒の様子を把握します。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。

※参照① 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 【図2 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ】

③ 【表1 いじめ対策委員会】

- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じます。
- ・ いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- ・ いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。

② いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 生徒が、生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・ 重大事態が発生した場合は、P 6 以降を参照にして対処します。

③ インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・ 生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

第1号の例示 ○ 生徒が自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

○ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(国の方針より)

② 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告(法第30条第1項) 学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。

⑤ 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・ 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告してもよいこととします。
- ・ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・ 調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確に

する必要があります。

- ・ 調査の実施は被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・ 被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める必要があります。
- ・ 加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・ 市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・ 法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

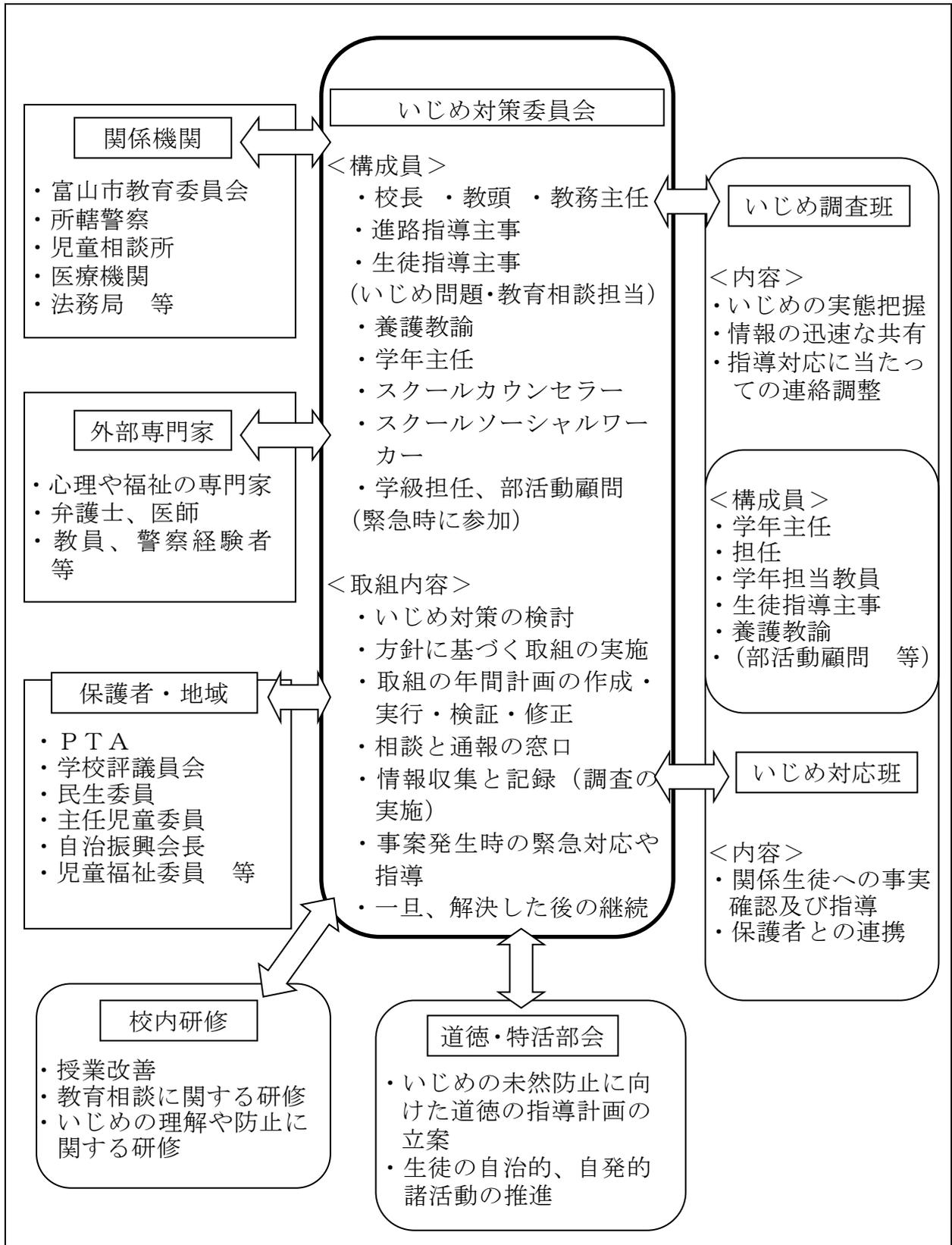
- ・ 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者と確認します。
- ・ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を広告します。また、その際に、生徒又は保護者の間において憶

測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。

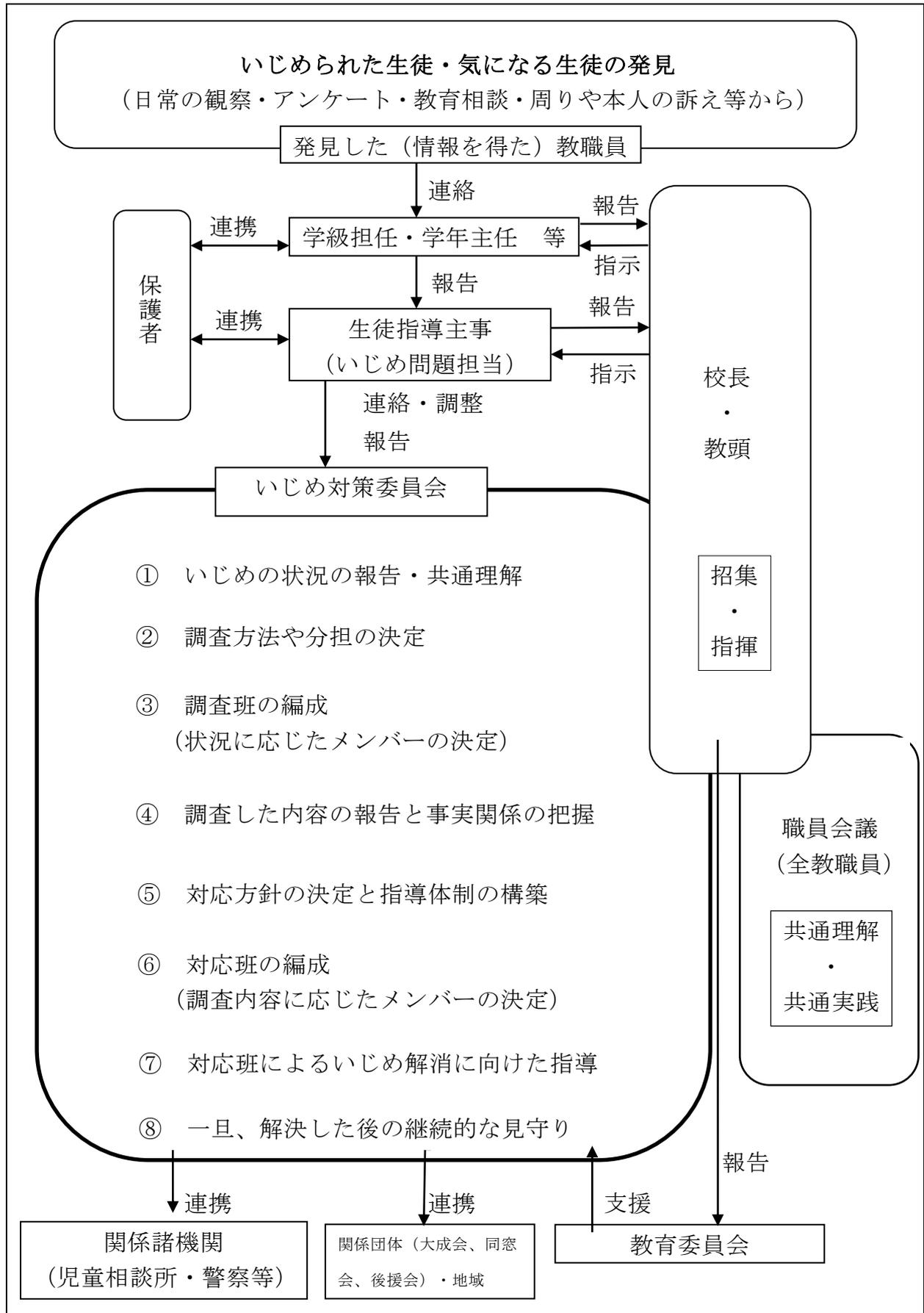
- 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- 加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。

- ① 平成26年 4月改訂
- ② 平成27年 4月改訂
- ③ 平成29年11月改訂
- ④ 令和 6年 4月改訂

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	山元 寿子	総 括		
教頭	草 原 和 彦		対応班	マスコミ
教務主任	島 田 鉄 男		対応班	校務分担
生徒指導主事	青 木 八 千 代	調査班	対応班	関係職員
教育相談担当	西 島 篤	調査班	対応班	関係職員・ 生徒・保護 者
進路指導主事	小 林 由 衣 子	調査班	対応班	関係職員
各学年主任	1 学年 滑 川 佳 子 2 学年 蛭 川 昭 子 3 学年 小 林 由 衣 子	調査班	対応班	担当学年の 生徒・保護 者
特別支援 コーディネーター	清 崎 凌 太 滑 川 佳 子	調査班		生徒・保護 者
養護教諭	小 柳 知 美	調査班		被害生徒
スクール カウンセラー	新 井 千 賀 子	調査班	対応班	メンタルケ ア
スクールソーシャ ルワーカー	平 野 由 紀 子	調査班	対応班	メンタルケ ア
部活動顧問	< 緊急時 >	調査班		当該生徒
学級担任	< 緊急時 >	調査班	対応班	当該生徒

